

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。具体的には、通期業績と先行きの業績見通しをベースとして、連結配当性向等を勘案し、更には一定の水準維持をも念頭に、株主還元に取り組んでまいります。内部留保金につきましては、長期的な視点に立って、研究開発投資、新規事業への投融資、製造設備の増強・合理化投資など企業価値の増大の諸施策に活用してまいります。また、当社は、平成27年3月18日に創業130周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、普通配当に加えて記念配当を実施することとし、第86期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円（普通配当22円、記念配当3円）

配当総額731,454,075円

（注）中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、普通株式1株につき金43円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月25日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
1	く に え だ の ぶ た か 國 枝 信 孝 (昭和21年3月31日生)	昭和43年4月 (株)三井銀行（現 (株)三井住友銀行）入行 平成8年6月 同行取締役 平成10年6月 (株)富士工取締役副社長 平成14年4月 当社顧問 平成14年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役兼執行役員 平成17年6月 当社代表取締役副社長兼執行役員 平成21年6月 当社代表取締役社長兼執行役員 平成26年6月 当社代表取締役会長兼執行役員（現任）	千株 31
2	に つ た も と の ぶ 新 田 元 庸 (昭和33年4月13日生)	昭和58年4月 当社入社 平成9年10月 当社ベルト事業部CS推進課長 平成15年1月 ゲイツ・ユニッタ・アジア(株)取締役 平成17年1月 同社代表取締役副社長 平成21年6月 当社取締役 平成25年6月 当社取締役副社長 平成26年6月 当社代表取締役社長兼執行役員（現任）	1

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
3	にしむら おさむ 西 村 修 (昭和29年 1 月23日生)	昭和53年 3 月 当社入社 平成 8 年 9 月 当社クリーンシステ ム事業部製造部長 平成17年 4 月 当社クリーンエンジ ニアリング事業部副 事業部長 平成23年 4 月 当社工業資材事業部 副事業部長 平成24年 6 月 当社執行役員（現 任） 工業資材事業 部長 平成26年 6 月 当社取締役テクニカ ルセンター長（現 任）	千株 3
4	※ おおつか かずひこ 大 塚 一 彦 (昭和27年 9 月28日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成 8 年 9 月 当社クリーンシステ ム事業部技術部長 平成23年 4 月 当社経営戦略室シニ アコーポレートマネ ジャー 平成24年 6 月 当社技監 平成26年 6 月 当社執行役員 コー ポレートセンター経 営戦略担当（現任）	 1
5	※ いのうえ か ず み 井 上 一 美 (昭和29年 6 月23日生)	昭和53年 3 月 当社入社 平成17年 4 月 ニッタ・ムアー(株)一 般産業用品事業部営 業グループ部長 平成25年 6 月 当社執行役員 営業 本部副本部長 平成26年 6 月 当社執行役員 ニッ タ・ムアー事業部 副事業部長営業担当 兼オート事業グルー プ長（現任）	 2

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
6	※ よしむら けいじ 芳 村 恵 司 (昭和31年10月1日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年6月 ガイツ・ユニット・ アジア㈱製造部長 平成25年6月 当社生産技術センタ ー長 平成26年6月 当社執行役員 安全 環境品質担当兼生産 技術センター長（現 任）	千株 1
7	※ いしきりやま やすのり 石切山 靖 順 (昭和31年6月8日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年1月 当社工業資材事業部 品質保証部長 平成25年4月 当社工業資材事業部 副事業部長（現任）	—
8	すが みつゆき 菅 充 行 (昭和19年12月21日生)	昭和45年4月 東京弁護士会登録 昭和46年9月 大阪弁護士会登録替 昭和49年4月 堺筋共同法律事務所 弁護士（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印の候補者は、新任取締役候補者であります。
3. 菅 充行氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 菅 充行氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知見に基づき、業務執行から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただけるとともに、業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、菅 充行氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役山口俊郎、正殿博章の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ なが や としのり 永 矢 敏 則 (昭和27年9月29日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社経営企画グループシニアコーポレートマネジャー 平成23年4月 当社ニッタ・ムアールカンパニー 副事業部長 平成24年6月 当社執行役員 コーポレートセンター総務CSR、経営管理担当(現任)	千株 2
2	しょうどの ひろあき 正 殿 博 章 (昭和26年8月9日生)	昭和50年4月 日本生命保険相互会社入社 平成18年7月 同社取締役 平成22年3月 同社専務執行役員 平成24年4月 ㈱日本生命東京保険代理社(現 ニッセイ保険エージェンシー㈱)代表取締役社長(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印の候補者は、新任の監査役候補者であります。
3. 正殿博章氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 正殿博章氏は、企業経営等の豊富な実績、幅広い知識と見識を有しておられ、当社の監査業務に生かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、正殿博章氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
た か た なだむ 高 田 宥 (昭和19年5月26日生)	昭和42年4月 ㈱三井銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行 平成10年4月 ㈱さくら銀行（現 ㈱三井住友銀行）常務取締役 平成11年6月 室町殖産㈱代表取締役社長 平成15年6月 ㈱ダスキン取締役 平成19年6月 ㈱東京精密監査役（非常勤） 平成20年8月 地方公共団体金融機構監事（非常勤） 平成26年6月 当社経営諮問委員会社外アドバイザー（現任）	千株 —

- （注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田 宥氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく、独立役員要件を満たしております。
3. 高田 宥氏は、企業経営等の豊富な実績、幅広い知識と見識を有しておられ、当社の監査業務に生かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 高田 宥氏が、社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続についての承認の件

当社は、平成19年6月26日開催の第78期定時株主総会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（買収防衛策）を導入し、その後、平成21年6月25日開催の第80期定時株主総会及び平成24年6月26日開催の第83期定時株主総会で、その内容を一部改定の上継続いたしました（以下「現対応方針」といいます。）。現対応方針の有効期間は、平成27年6月24日開催予定の第86期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までであり、当社といたしましては、その後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論等を勘案しつつ、現対応方針の在り方を検討してまいりました。

その結果、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、実質的に同内容の買収防衛策（以下「本対応方針」といいます。）を継続導入することを決定しましたのでお知らせいたします。本対応方針におきましては、当社取締役会が株主総会を招集し、大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができること、及び、当社取締役会が法令の改正等に伴い、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を修正または変更する場合があることをそれぞれ明記しておりますが、その実質的内容は現対応方針と変更ありません。

なお、本日現在、特定の第三者から当社への大規模買付行為を行う旨の通知や提案は受けておりません。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等所有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、経営指針、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、「われわれは 互いに共感しあえる社風を育み 人々の生活文化の向上に寄与するため 常に市場の要請を先取りし 優れた技術と質の高いサービスのたゆまぬ創造を通じて 広く世界に貢献します。」という経営理念に基づき、「グループ内のすべての資源を結集し、経営基盤の強化と長期安定的な発展によって質的に洗練された超一流企業」を目指しております。

当社は、1885年（明治18年）の創業以来、伝動ベルトからスタートし、搬送用ベルト、コンベヤシステム、ゴム成型品、ホース・チューブ、空調用フィルタ、メカトロ機器やセンサ製品などの分野に事業領域を拡大してまいりました。また、歯付ベルト、精密研磨資材などの事業を手がけるグループ企業を擁し、それぞれの分野で確固たる地位を築いております。グループが有する技術は基本技術から最先端技術まで多岐にわたるジャンルに貢献しており、これらの技術やノウハウをグループ全体が共有することで、当社の分野にこだわらないフレキシブルなパワーが生み出されております。また、それぞれのジャンルでトップレベルの技術を持つ当社グループは、各セクションが有機的にリンクされ、即座に融合、バックアップできるシステムがあるからこそ、お客様のニーズにそった高品質な製品を提供できると考えております。

当社では、このような考え方の基に、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図っております。

また、上記の方針のもと、中長期経営計画「V2020」（2012年度～2020年度）を策定し、全社一丸となってその達成に取り組んでおります。「V2020」の概要は次のとおりです。

1. 10年後のあるべき姿
ソフトマテリアル“複合化技術”のグローバルNo.1 パートナー
2. 中長計「V2020」第二フェーズの三大チャレンジ
 - ・新製品・新事業の創出
 - ・グローバル化の推進
 - ・トータルコスト競争力の向上
3. 業績目標（連結）

	2017年度	2020年度
売上高	700億円	800億円＋α
営業利益率	7%	8%
海外売上高比率	35%	40%

（注）＋αは新規事業分であります。

4. 基本戦略

当社グループは、上記三大チャレンジをもとに、以下のグループ基本戦略を確実に実行し、新たな成長シナリオを展開しうる体質・体制を確立することにより、一層の企業価値向上を目指します。

- （1）新製品・新事業の連続的創出
- （2）TPF（テクノロジープラットフォーム）の強化
- （3）メーカー営業の原点に立ち返り開発営業機能を強化
- （4）既存事業のグローバル化を中心とした再成長
- （5）コーポレートガバナンス、CSR、内部統制、BCPの強化
- （6）コーポレート機能、マネジメント機能の強化
- （7）事業連結ベースでの経営強化

このような取組みは、今般決定しました上記Ⅰの基本方針の実現に資するものと考えております。

Ⅲ 本対応方針の内容（会社支配の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 大規模買付ルールの設定及び本対応方針導入の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

当社取締役会では、これらを考慮し、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を、必要に応じて外部の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言等を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。

さらに、必要と認めれば、大規模買付者が提案する条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述Ⅰの基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置を含めた本対応方針（別紙1のフローチャートをご参照ください。）を導入することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

（1）意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付いたします。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付の目的、方法及び内容(買付の対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の可能性等を含みます。)
- ③ 買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。)
- ④ 買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 大規模買付後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び提供された本必要情報は、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(3) 取締役会の意見の開示等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、なお、大規模買付者が本必要情報の提供を完了したと判断されるか否かについては、当社取締役会は後記の独立委員会に諮問し、原則としてその判断に従います。後記のとおり、当社取締役会が独立委員会の勧告に対してその再考を促したときは、上記の取締役会評価期間はそれぞれ最大14日間延長されるものとし、また、当社取締役会が株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集する場合は、当該株主総会開催に要する合理的期間を延長できるものとなりますが、これらの場合、株主の皆様に対し、延長した理由及び延長する日数を開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じ外部の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言等を参考にしながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、後記の対抗措置をとることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤上記①ないし④の場合の他、当該大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すのではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥当該大規模買付者の買付方法が強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合

なお、当社取締役会は、株主の皆様意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、後記の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の内容は後記のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の内容

本対応方針においては、上記3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記3. (1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記3. (2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、新株予約権の無償割当て（以下「無償割当」といいます。）を行います。

当社取締役会が対抗措置として行う無償割当の概要は、以下のとおりとします。

①無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

②新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とする。

④新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とする。

⑤新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の行使期間

新株予約権の効力発生日（ただし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途にこれに代わる日を定めた場合は当該日）を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑦新株予約権の行使条件

(i)大規模買付者、(ii)その共同保有者（金融商品取引法第27条の23の第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）、(iii)その特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）、もしくは(iv)、(i)～(iii)に該当する者から、本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または(v)、(i)～(iv)に該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）は、原則として本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を行使することができない。

⑧その他

新株予約権の取得事由その他必要な事項については当社取締役会にて別途定めるものとする。

5. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております（独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください。）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役及び経営諮問委員から選任します。また、必要に応じて社外有識者（注4）からの選任も視野に入れております。

平成27年6月24日以降の独立委員会の委員には、菅充行氏、金村毅氏、正殿博章氏、高田有氏及び浅野正之氏氏が就任いたします（略歴につきましては、別紙3をご参照ください。）。

注4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

(2) 対抗措置の発動の手続

本対応方針においては、上記3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記3. (1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記3. (2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の可否について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、または、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かを十分検討したうえで対抗措置の発動の可否について勧告を行うものとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に原則として従うものとしますが、独立委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、独立委員会の判断の根拠が不合理であると当社取締役会が判断した場合は、独立委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。この場合は、独立委員会は再考に必要と認められる期間（最大14日とします。）を定め、期間及びその理由を開示いたします。

また、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記3. (1)または(2)において、当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動を停止することがあります。例えば、対抗措置としての新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

6. 本対応方針が株主及び投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響等

本対応方針における大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記4. に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受けます。また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

7. 本対応方針の適用開始、有効期間、継続、廃止及び変更

本対応方針は、平成27年6月24日開催予定の本定時株主総会で株主の皆様にご承認としてお諮りし、ご承認いただいた場合、その時点より発効いたします。有効期間は平成30年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降、本対応方針の継続（一部修正したうえでの継続を含む）については定時株主総会の承認を経ることとします。

また、本定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは当社が上場する証券取引所の上場規則等の改正またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を修正し、または変更する場合があります。本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、開示いたします（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除きます。）。

IV 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

Iで述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、対抗措置として新株予約権の無償割当を行うのは、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合など、嚴重な客観的要件を充足する場合に限定されておりますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

さらに、本対応方針の継続は当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針を継続することはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告に原則として従うものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

V 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

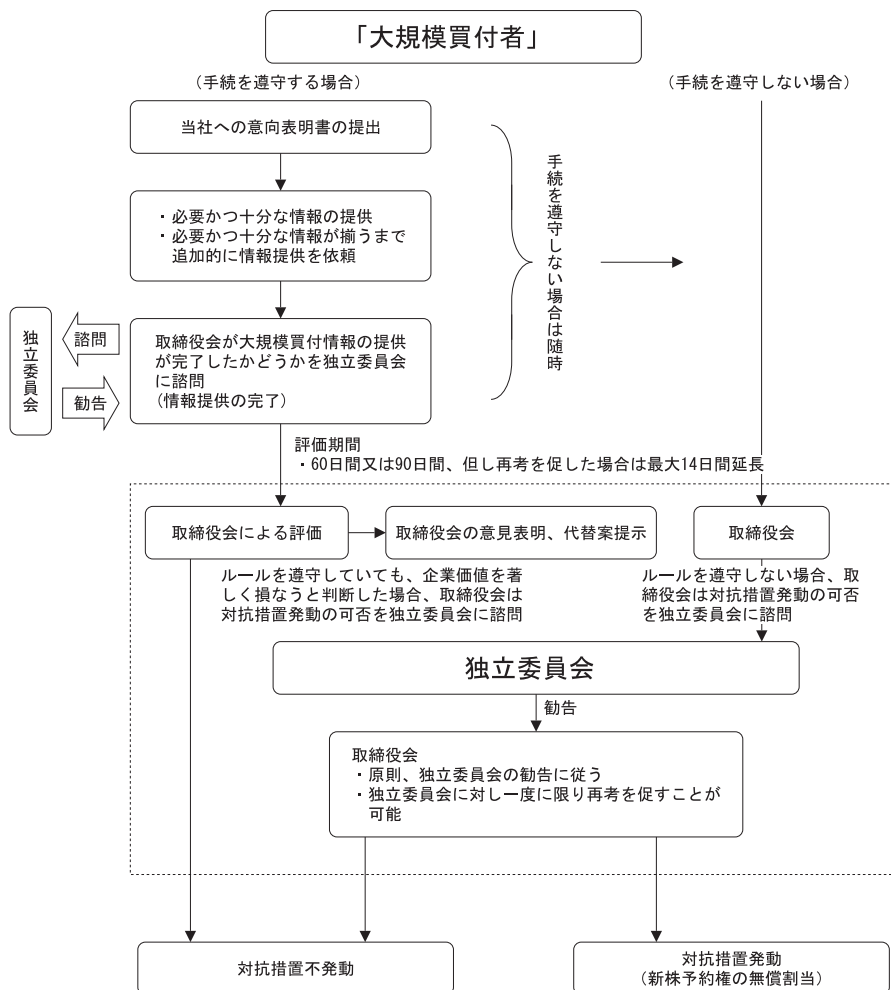
本対応方針は平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛指針」といいます。）に定める三原則①企業価値・株主共同の利益の確保、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。

また、本対応方針は、平成20年6月30日に経済産業省が設置する企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

加えて、本対応方針は、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

以上

「当社株式の大規模買付に関わる対応方針」に基づく大規模買付ルールフローチャート



独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外の経営諮問委員及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員の略歴

菅 充行（すが みつゆき）

昭和45年 東京弁護士会登録
 昭和46年 大阪弁護士会登録替
 昭和49年 堺筋共同法律事務所（現任）
 平成26年 当社社外取締役（現任）

金村 毅（かなむら たけし）

昭和60年 松山商科大学（現 松山大学） 人文学部教授
 平成16年 松山大学 人文学部長
 平成19年 松山大学 理事長補佐
 平成20年 松山大学名誉教授（現任）
 平成20年 当社社外監査役（現任）
 平成24年 当社独立委員会委員（現任）

正殿 博章（しょうどの ひろあき）

昭和50年 日本生命保険相互会社入社
 平成18年 同社取締役近畿法人営業部長
 平成22年 同社専務執行役員
 平成24年 ㈱日本生命東京保険代理社（現ニッセイ保険エージェンシー㈱）
 代表取締役社長（現任）
 平成24年 当社社外監査役（現任）
 平成24年 当社独立委員会委員（現任）

高田 宥（たかた なだむ）

昭和42年 ㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行
 平成10年 ㈱さくら銀行（現㈱三井住友銀行）常務取締役
 平成11年 室町殖産㈱代表取締役社長
 平成15年 ㈱ダスキン取締役
 平成19年 ㈱東京精密監査役（非常勤）
 平成20年 地方公共団体金融機構監事（非常勤）
 平成26年 当社補欠社外監査役（現任）
 平成26年 当社経営諮問委員会社外アドバイザー（現任）
 平成26年 当社独立委員会委員（現任）

浅野 正之（あさの まさゆき）

昭和40年 宇部興産㈱入社
 平成13年 同社取締役環境安全部長兼宇部統括、中央病院担当
 平成15年 同社顧問
 平成18年 山口県知的クラスター創生事業・評価委員
 平成26年 当社経営諮問委員会社外アドバイザー（現任）
 平成26年 当社独立委員会委員（現任）

以上

当社株式・株主の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 30,272,503株
- (3) 株主数
3,663名
- (4) 大株主（上位10名）

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	所有株式数割合 (%)
新田ゴム工業(株)	2,842	9.71
アイビーピー(株)	2,301	7.86
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	2,110	7.21
合同会社オンガホールディングス	1,430	4.88
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1,306	4.46
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,197	4.09
ニッタ取引先持株会	1,037	3.54
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	897	3.06
JP MORGAN CHASE BANK 385166	701	2.39
ニッタ共栄会	613	2.09
計	14,437	49.34

※上記のほか、当社が保有しております自己株式1,014,340株があります。

※持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

※所有株数割合は、発行済株式総数から自己株式数を減じた株式数（29,258,163株）を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

以 上